**防衛大学校艇友会会則**

第１章　総則

（名称）

第１条　本会は、防衛大学校艇友会（以下、「本会」という。）と称する。

（事務局）

第２条　本会の事務局を「〒２３９－８６８６　　神奈川県横須賀市走水１－

　　　　１０－２０　防衛大学校ボート部（ＯＢ係学生）」気付　防大艇友会に

　　　　置く。

（支部）

第３条 本会は、理事会の議決を経て必要の地に支部を置くことができる。

第２章　目的及び活動等

（目的）

第４条　本会は、防大ボート（漕艇）部で培ったオアズマンシップを基調とし、

防大ボート部の発展に寄与するとともに、会員相互及び他のボート関係

団体との親睦を図ることを目的とする。

（活動等）

第５条　本会は、前条の目的を達成するため次の活動を行う。

（１）　学生支援

ア　防大ボート部が参加する各種大会における応援

イ　防大ボート部の練習に関する助言及び支援

ウ　防大ボート部に対する漕艇に関する情報の提供

（２）　総会、親睦会の開催

（３）　会報及び会員名簿等の発行

（４）　その他目的を達成するために必要な活動及び事業

第３章　会員

（種別）

第６条　本会の会員は次のとおりとする。

（１）　正会員　防大ボート部（漕艇部並びにその前身である防大短艇部を含

　　　　む。）の部員であった者

（２）　賛助会員　本会の活動を援助する個人又は団体

　（３）　名誉会員　防大ボート（漕艇）部または本会に特に功労があった者で

　　　　総会の議決をもって推薦される者

（入会）

第７条　入会を希望する者は、入会金を添えて入会登録をするものとする。た

だし、名誉会員に推薦された者は、入会の手続きを要せず、本人の承諾

をもって会員となるものとする。

（退会）

第８条　会員は、本人の申し出により退会することができる。

　　　２　会員は、本会の会員として相応しくない行為があった場合、理事会の

　　　　議決を経てその資格を喪失する。

第４章　役員

（役員）

第９条　本会には次の役員を置く。

　　　　　会長　　１名

　　　　　副会長　２名以内

　　　　　理事　　６名以内

　　　　　監事　　２名以内

（役員の選任）

第１０条　会長は総会で選任する。

　　　　２　副会長は、自衛隊退職者、現役自衛官から各１名ずつ、本人の同意

　　　　　を得て会長が指名する。

　　　　３　理事及び監事は、本人の同意を得て会長が指名する。

　　　　４　現役自衛官である副会長は、理事の業務の補佐を行うため、現役自

　　　　　衛官の中から理事補佐を指名する。

　　　　５　何れの役員についても、適任者が不在の場合、若しくは配置上不在

　　　　　の場合においては、会長の指名する者若しくは他の役員を兼務するこ

　　　　　とができる。

（役員の職務）

第１１条　会長は、本会の業務を総理し、本会を代表する。

　　　　２　副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時または会長が欠けたと

　　　　　きは、予め会長が指名した順序で､その職務を代理し､またはその職務

を行う。

　　　　３　理事は､会長及び副会長を補佐し､理事会の議決に基づき日常の事務

に従事し、総会の議決した事項を処理する。

　　　　　また、会計担当理事は会費等徴収口座の代表者を兼務する。

　　　　４　監事は会計及び業務の執行を監査する。

　　　　５　理事補佐は各理事の業務執行に関し理事を補佐する。

（役員の任期）

第１２条　会長の任期は２年とし、再任を妨げない。

　　　　２　副会長、理事及び監事の任期は２年を基準とし、異動等により必要

　　　　　が生じた際は、会長がその都度示す。

　　　　３　役員は、その任期満了後でも後任者が就任するまでは、その職務を

行う。

第５章　会議

（理事会の招集）

第１３条　理事会は年２回（通常４月及び１２月とする。）会長が招集する。

　　　　ただし、会長が必要と認めるとき、また理事現在数の三分の一以上か

　　　　ら会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求されたときは、

　　　　会長は臨時理事会を招集しなければならない。

　　　２　理事会の議長は、会長とする。

（理事会の定足数等）

第１４条　理事会は、役員現在数の三分の二以上の者が出席しなければ、議事

　　　　を開き議決することができない。ただし、当該議事につき書簡をもっ

　　　　て、予め意思を表示した者は出席した者とみなす。

（総会の招集）

第１５条　総会は、年１回、会長が招集する。

　　　２　臨時総会は、理事会が必要と認めたとき、会長が招集する。

　　　３　前項の他、正会員数の五分の一以上から会議に付議すべき事項を示

　　　　して総会の招集を請求されたときは、会長は総会を招集しなければな

　　　　らない。

　　　４　総会の議長は、会長とする｡

（総会の議決）

第１６条　総会は、この規則に別に定めるもののほか次の事項を議決する。

　（１）　事業計画及び収支予算についての事項

　（２）　事業報告及び収支決算についての事項

　（３）　その他、本会の業務等に関する重要事項で理事会において必要と認め

　　　　るもの

　　　　２　議事は総会出席者の二分の一以上の賛同をもって成立とする。

（会員への通知）

　第１７条　総会の議事の要旨及び議決した事項は、会員に通知する。

　　　　２　総会の案内は、過去５年以内に会費を納入した実績のある会員に対

　　　　　し行う。

第６章　資産及び経費

（資産）

第１８条　本会の資産は購入、または寄付された艇等とする。

（経費）

第１９条　本会の経費は入会金、年会費、特別会費、寄付金及びその他の収入

　　　　　をもってあてる。

　　　　２　７０歳未満の会員は、会費を納入しなければならない。

　　　　３　入会金は、次のとおりとする。

　　　　（１）　正会員 １０，０００円

　　　　（２）　賛助会員 ３，０００円

　　　　４　本会の会費は年会費及び特別会費とし、次のとおりとする。

　　　　　　年会費

　　　　（１）　正会員　　一口５，０００円

　　　　（２）　賛助会員　一口２，０００円

　　　　　　特別会費は、必要が生じた場合に、理事会において定める。

　　　　５　名誉会員は、入会金及び会費を納めることを要しない。

（資産および経費の管理）

　第２０条　会計担当理事は、資産については台帳をもって、また、経費につい

　　　　　ては収入、支出に関する帳簿、証拠書類をもって管理するものとする。

（経費の支弁）

　第２１条　本会の業務遂行に要する経費は、会長または副会長の承認を受けた

　　　　　上で支弁する。

（会計年度）

第２２条　本会の会計年度は毎年１月１日に始まり、１２月３１日に終わる。

第７章　移動等の通知

（移動等の通知）

第２３条　会員は、転勤等による移動があった場合、名簿担当理事または理事

　　　　　補佐にメール（所用のアドレスを記入）または随時の様式により通知

　　　　　する。

　　　　２　会員は、慶弔が生じた場合並びに会員の慶弔を知った場合は速やか

　　　　　にその内容を名簿担当理事または理事補佐に通知する。

（会則の変更）

第２４条　本会則は、総会によって正会員出席者数の四分の三以上の議決をも

　　　　　って変更することができる。

附則

１　この会則に定めのない事項については、理事会の決議によって処理し総会に

　報告するものとする｡

２　この会則は、平成２６年７月７日から施行する。

３　防衛大学校艇友会会則（平成２１年２月８日）を廃止する。

４　防衛大学校艇友会の設立年月日は、昭和４２年１２月１２日である。